

千葉県母子健康包括支援センター事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、母子保健法第22条第1項に基づき、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として、妊娠、出産、育児に関する相談に応じ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う千葉県母子健康包括支援センター事業(以下、「本事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施機関)

第2条 本事業の実施主体は千葉県とし、実施機関は、各区保健福祉センター健康課内に設置する母子健康包括支援センターとする。

(相談員の配置)

第3条 本事業は、母子保健事業に関する専門知識を有する保健師等の専門職を母子健康包括支援相談員(以下、「相談員」という。)として配置する。

(対象者)

第4条 本事業の対象者は、妊産婦並びに乳幼児及びその保護者とする。

(業務内容)

第5条 相談員は、各区保健福祉センター健康課の保健師等と連携して、健康課長の指揮監督の下、次に掲げる業務を行う。

- (1) 妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること。
- (2) 妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと。
- (3) 妊娠届出時を契機として全妊婦へ面接し、支援プランを策定すること。
- (4) 妊娠届出及び支援状況について情報のデータ化を行うこと。
- (5) 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと。
- (6) その他、事業の目的を達成するために必要と認める母子保健業務

(個人情報と守秘義務)

第6条 本事業に従事する者は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報及び秘密を保護し、正当な理由なくこれを漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。